離島振興対策実施地域及びこれに類する地区の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
奄美群島	鹿児島県大島郡大和村	大和村長	平成二十五年十月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県大島郡宇検村	宇検村長	平成二十五年十一月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県大島郡瀬戸内町	瀬戸内町長	平成二十五年十月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県大島郡龍郷町	龍郷町長	平成二十五年十一月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県大島郡喜界町	喜界町長	平成二十五年十月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県大島郡天城町	天城町長	平成二十五年十月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県大島郡知名町	知名町長	平成二十五年十一月一日から平成三十年三月三十一日まで

○農林水産省告示第三千百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町京覧原三一〇の一、四五〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

京覧原三一〇の一、四五〇の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市財部町下財部字猪木田六四九〇の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市千万町町字大栗一一〇の一、一一一から一一四まで、一一五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字米田字山口平六四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山口平六四〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市薄原字陳内八七八の一、八九一、字石堀九一〇から九一二まで、九一四、九一五、九一八、九一九、九二一、九二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字陳内八七八の一・八九一・字石堀九一一・九一八・九一九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字水峠三五四一

二　指定の目的　土砂の流出の防備